

様式第1号（第3条の2関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月22日

岩手県知事 達増 拓也 様

提出者

住 所 花巻市石鳥谷町上口2丁目6-5
氏 名 高田工業株式会社
代表取締役 佐々木 信行
電話番号 0198-45-3324

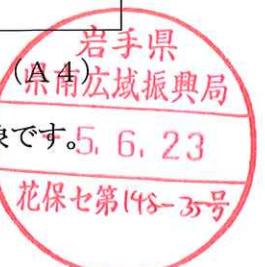
循環型地域社会の形成に関する条例第9条の2第1項の規定により、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	高田工業株式会社
事業場の所在地	花巻市石鳥谷町上口2丁目6-5
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	E 建設業
②事業の規模	元請完成工事高 3億4千万／年
③従業員数	従業員数：21人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	《別紙のとおり》

※ この様式は、前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業所が対象です。5.6.23



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

《別紙のとおり》

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 《別紙のとおり》

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の分別に関する事項 《別紙のとおり》

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 **《別紙のとおり》**

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状		産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量		t	t
(これまでに実施した取組)			
		【目標】	
②計画		産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 **《別紙のとおり》**

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状		産業廃棄物の種類	
全処理委託量		t	t
優良認定処理業者への 処理委託量		t	t
再生利用業者への 処理委託量		t	t
認定熱回収業者への 処理委託量		t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t
(これまでに実施した取組)			

【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄		

備考

- 1 この様式は、前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業所ごとに1枚作成し、循環型地域社会の形成に関する条例施行規則第3条の2の基準に従って作成した産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画に添えて提出すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添

< 前年度(R4)の産業廃棄物発生量 >

廃棄物の種類	1.木くず	2.がれき類	2.がれき類 (石綿含有)	3.ガラスくず等	3.ガラスくず等 (石綿含有)	3.ガラスくず等 (水銀使用製品)	4.廃石膏 ボード	5.廃プラ (石綿含有)	6.繊維クズ	7.紙くず	8.廃石綿管	9.建設汚泥	10.金属くず	11.廃油	合計
R4年度実績(t)	22.120 t	896.678 t	0.148 t	0.580 t	t	t	1.550 t	4.780 t	0.070 t	t	t	t	t	t	925.926 t

< 本年度(R5)の目標 >

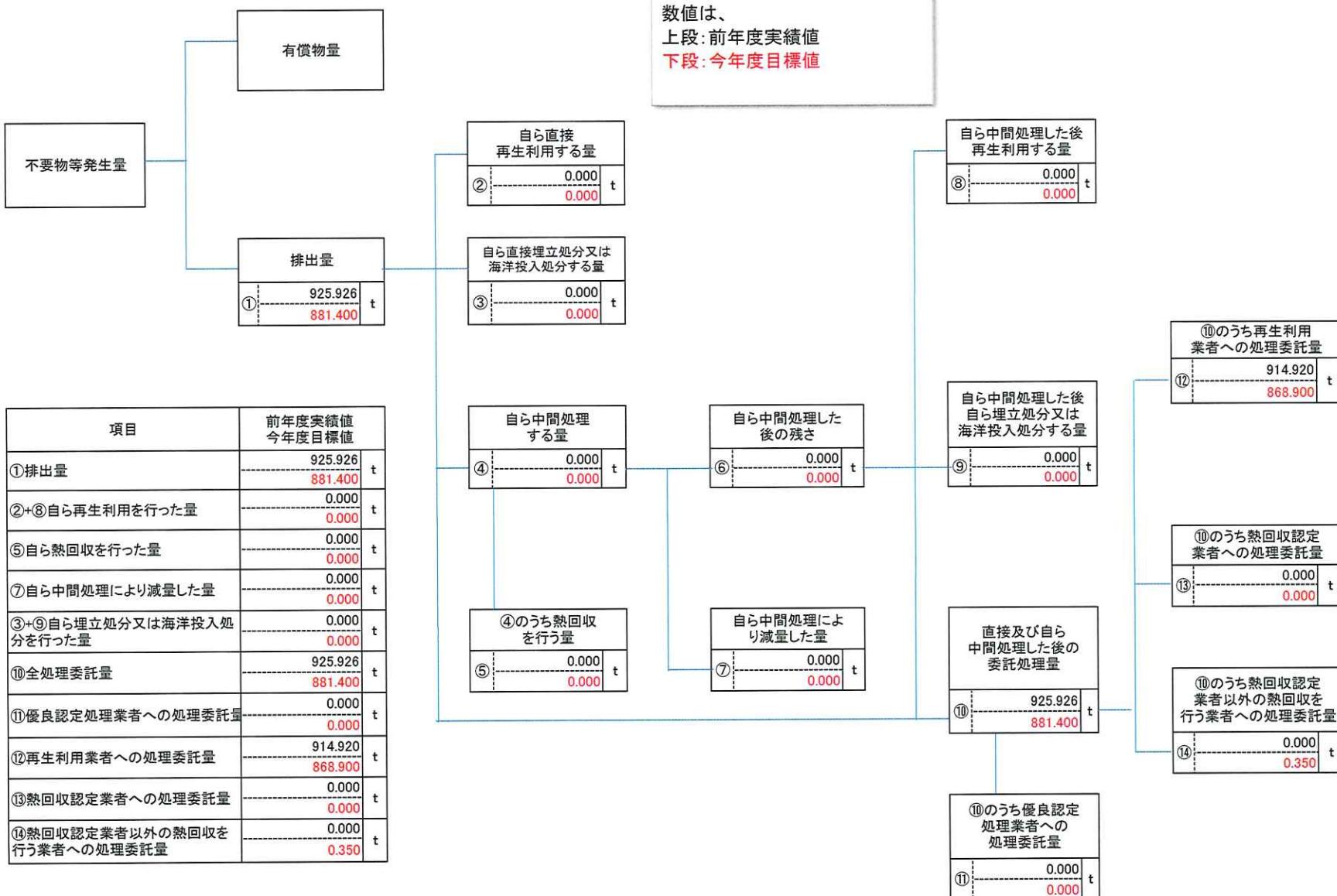
廃棄物の種類	1.木くず	2.がれき類	2.がれき類 (石綿含有)	3.ガラスくず等	3.ガラスくず等 (石綿含有)	3.ガラスくず等 (水銀使用製品)	4.廃石膏 ボード	5.廃プラ (石綿含有)	6.繊維クズ	7.紙くず	8.廃石綿管	9.建設汚泥	10.金属くず	11.廃油	合計	
①産業廃棄物発生量	20.000 t	850.000 t	0.100 t	0.400 t	0.300 t	0.100 t	5.000 t	4.000 t	0.100 t	0.100 t	0.200 t	0.200 t	0.500 t	0.200 t	881.400 t	
②自己直接再生利用量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	0.000 t	
③自己直接埋立処分又は 海洋投入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	0.000 t	
④自己中間処理量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	0.000 t	
⑤自己中間処理残さ量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	0.000 t	
⑥自己中間処理後再生利用量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	0.000 t	
⑦自己中間処理後 自己埋立処分又は海洋投入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	0.000 t	
⑧直接委託及び 自己処理後委託処分量	20.000 t	850.000 t	0.100 t	0.400 t	0.300 t	0.100 t	5.000 t	4.000 t	0.100 t	0.100 t	0.200 t	0.200 t	0.500 t	0.200 t	881.400 t	
優良認定処理業者 への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	0.000 t	
再生利用業者 への処理委託量	20.000 t	848.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	0.500 t	0.200 t	0.200 t	868.900 t
認定熱回収業者 への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	0.000 t	
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	0.200 t	t	0.050 t	0.100 t	t	t	t	0.350 t	

< 排出抑制量 (R5目標-R4発生量) >

廃棄物の種類	1.木くず	2.がれき類	2.がれき類 (石綿含有)	3.ガラスくず等	3.ガラスくず等 (石綿含有)	3.ガラスくず等 (水銀使用製品)	4.廃石膏 ボード	5.廃プラ (石綿含有)	6.繊維クズ	7.紙くず	8.廃石綿管	9.建設汚泥	10.金属くず	11.廃油	合計
排出抑制量	-2.120 t	-46.678 t	-0.048 t	-0.180 t	0.300 t	0.100 t	3.450 t	-0.780 t	0.030 t	0.100 t	0.200 t	0.200 t	0.500 t	0.200 t	-44.526 t

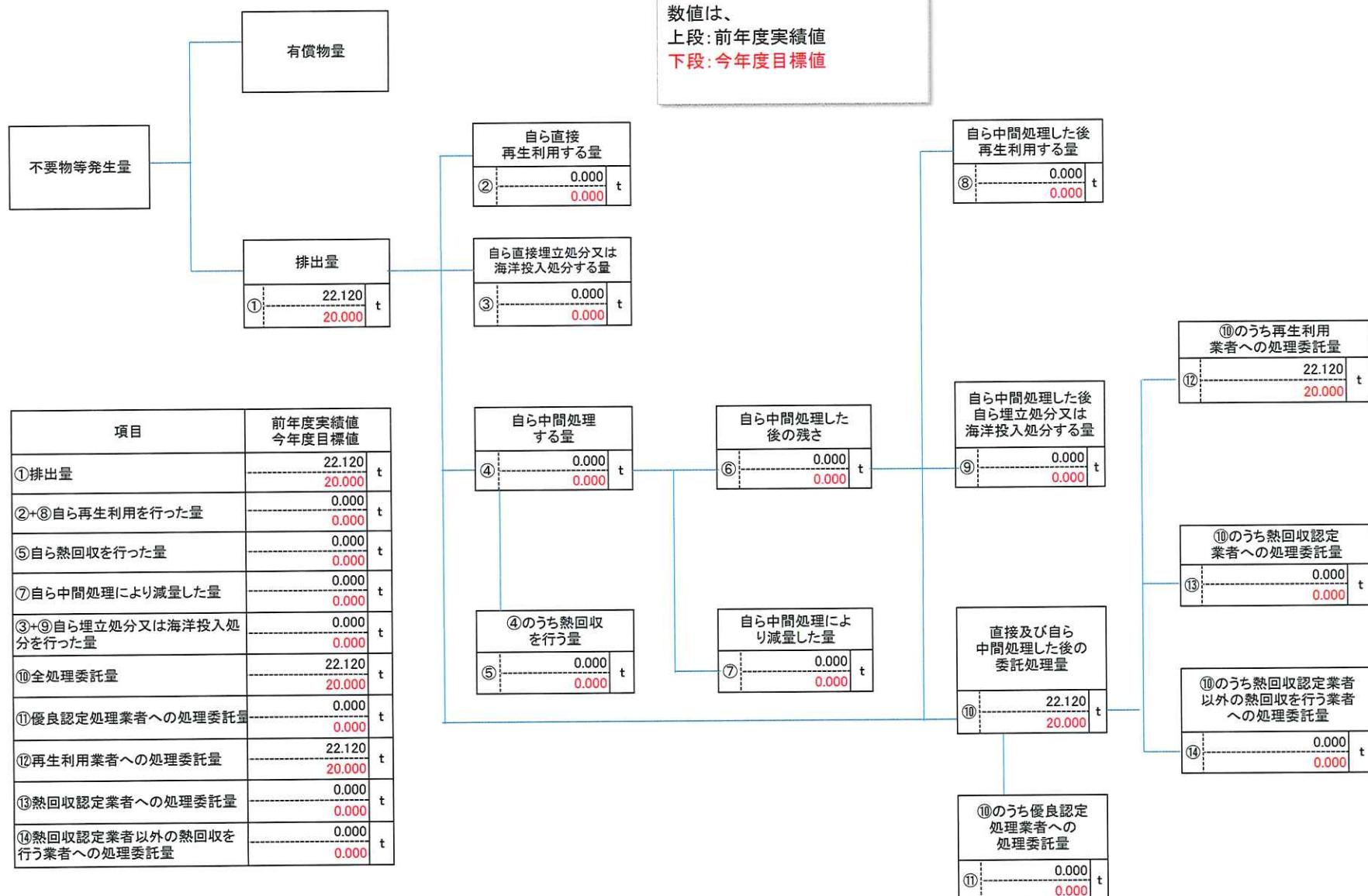
【別紙】今年度の計画

(産業廃棄物の種類: 合計)



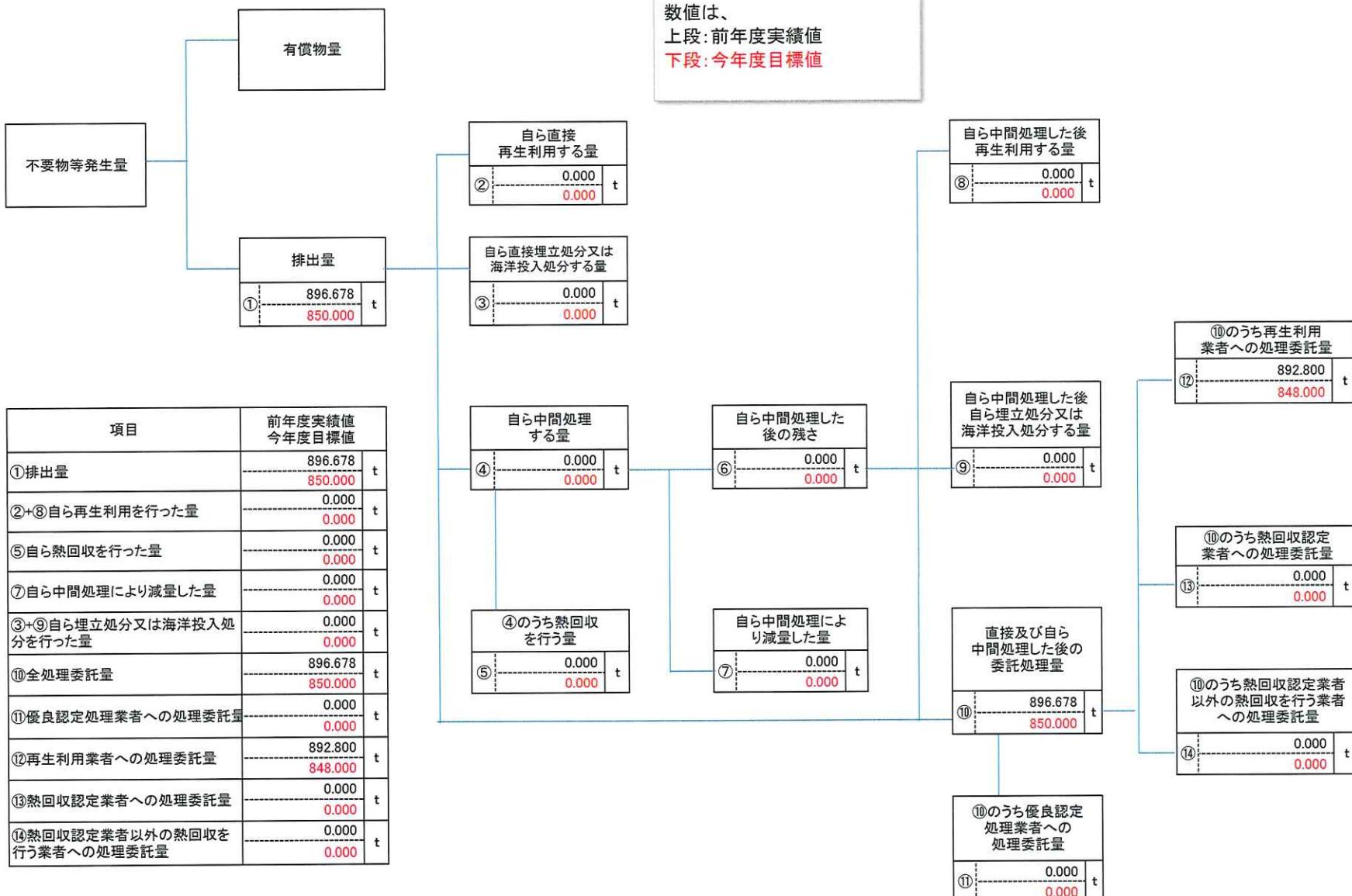
【別紙】今年度の計画

(産業廃棄物の種類: 木くず)



【別紙】今年度の計画

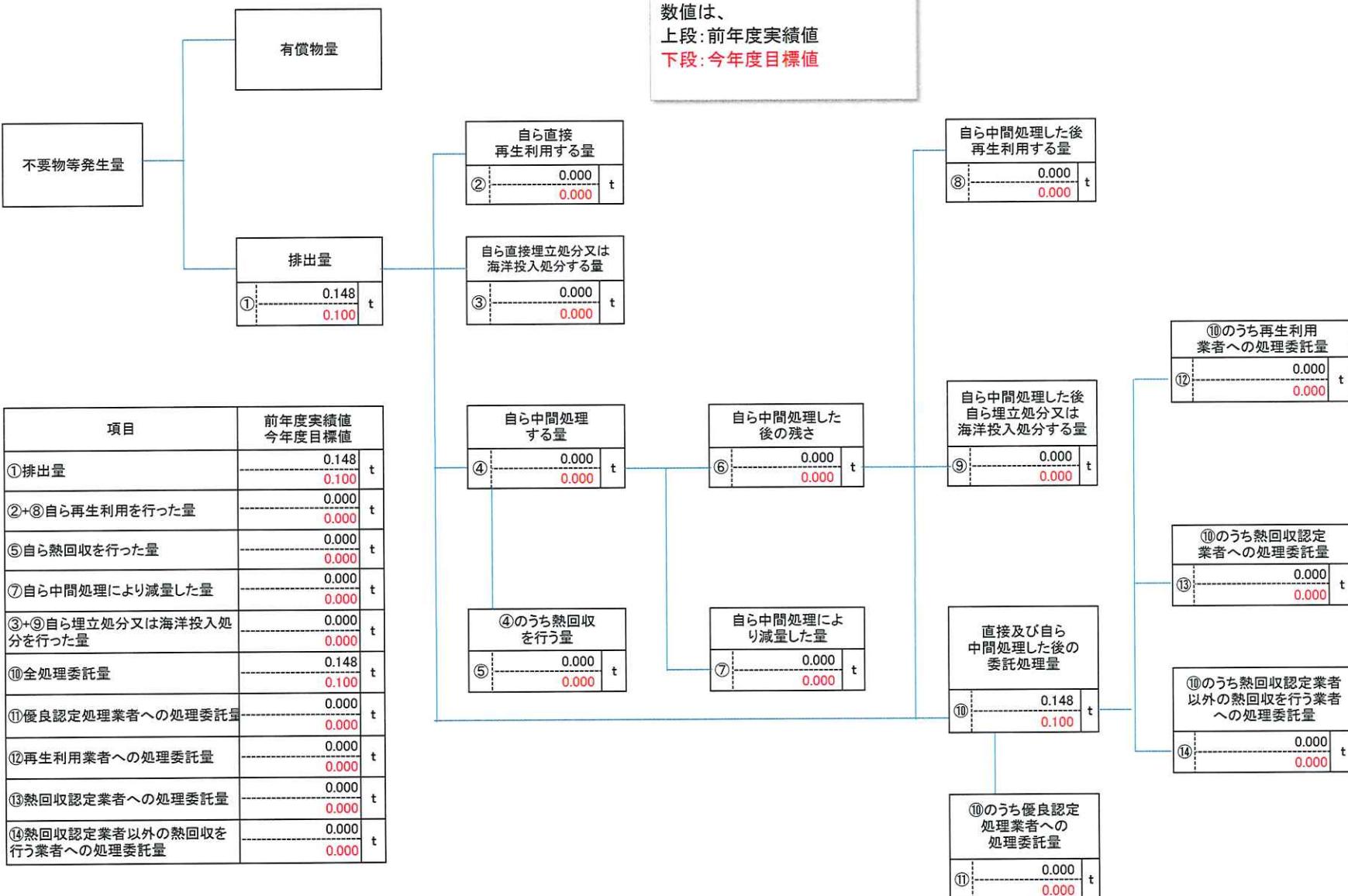
(産業廃棄物の種類：がれき類)



【別紙】今年度の計画

(産業廃棄物の種類：がれき類(石綿含有))

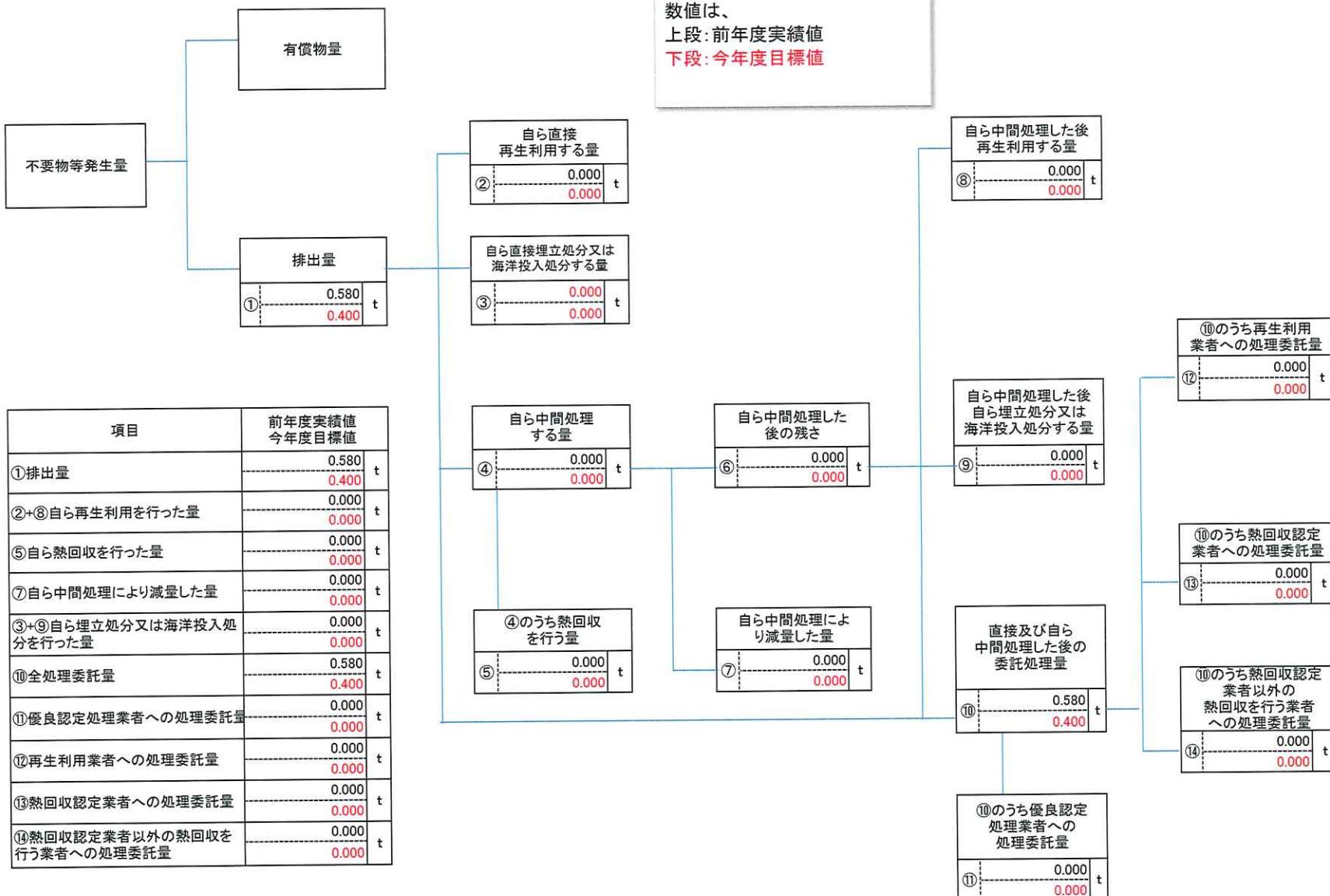
数値は、
上段:前年度実績値
下段:今年度目標値



【別紙】今年度の計画

(産業廃棄物の種類: ガラス・陶磁器くず)

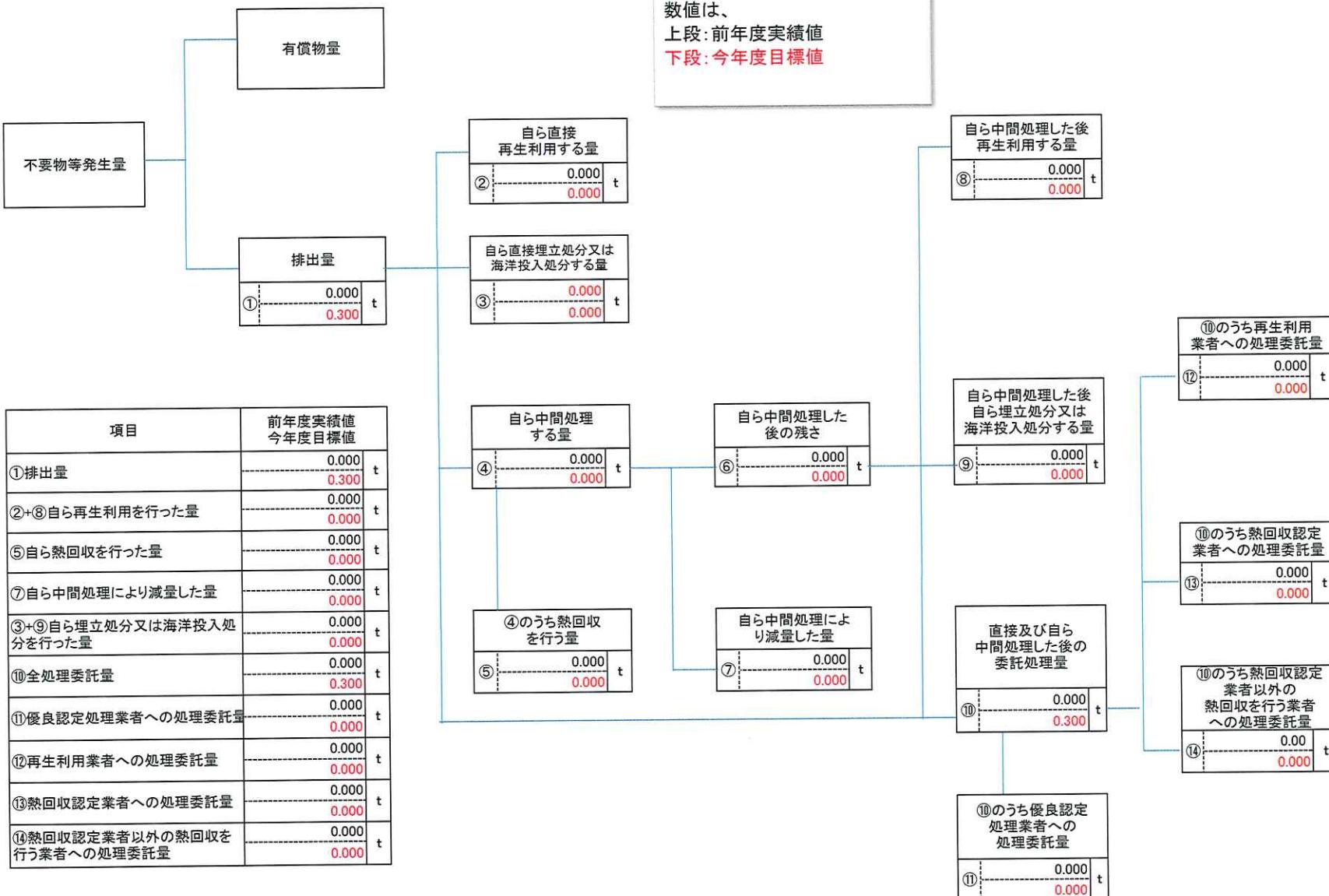
数値は、
上段: 前年度実績値
下段: 今年度目標値



【別紙】今年度の計画

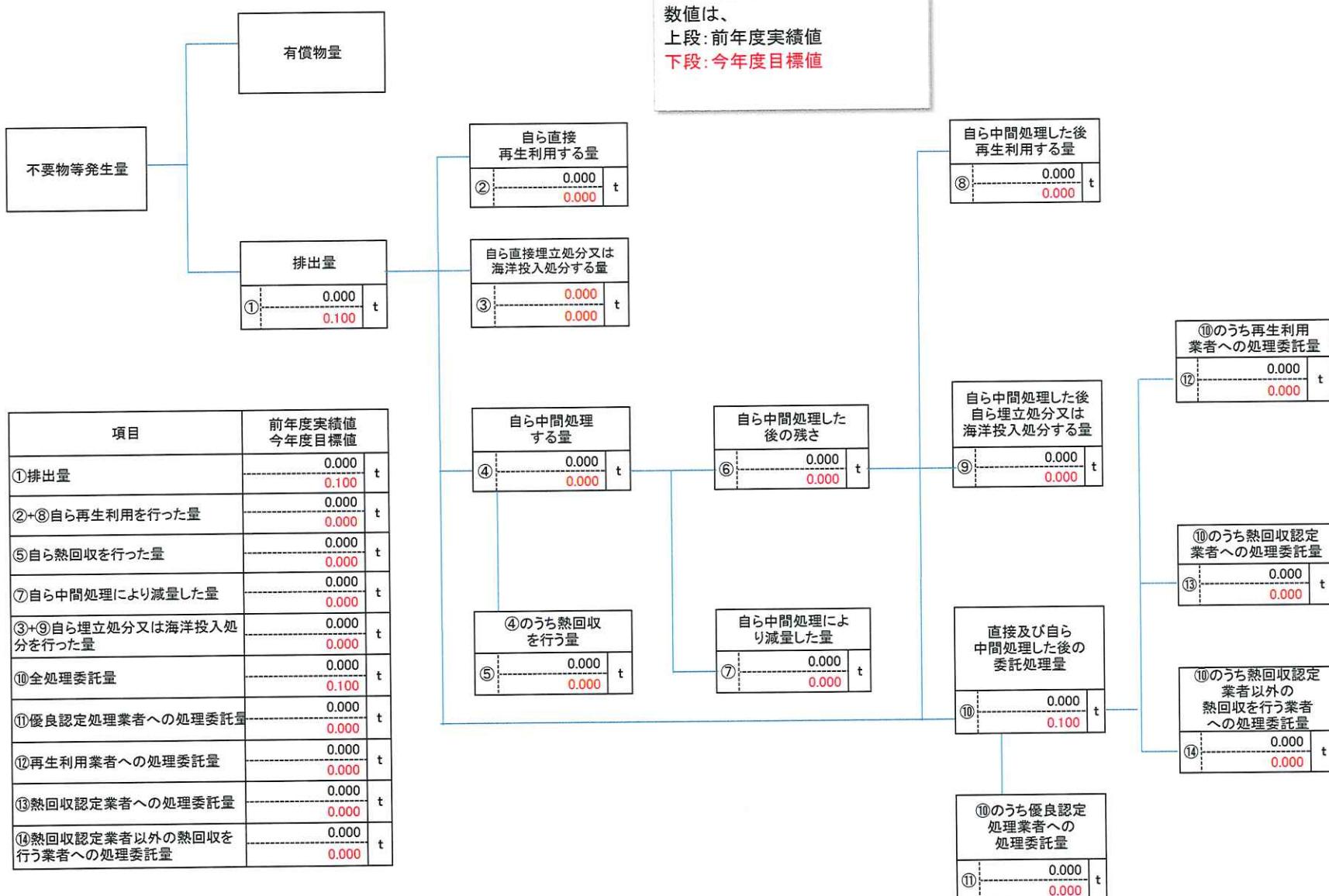
(産業廃棄物の種類: ガラス・陶磁器くず(石綿含有))

数値は、
上段: 前年度実績値
下段: 今年度目標値



【別紙】今年度の計画

(産業廃棄物の種類: ガラス・陶磁器くず(水銀使用製品))



【別紙】今年度の計画

(産業廃棄物の種類: 廃石膏ボード)

有償物量

数値は、
上段:前年度実績値
下段:今年度目標値

不要物等発生量

自ら直接
再生利用する量

自ら中間処理した後
再生利用する量

排出量

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分する量

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分する量

項目	前年度実績値	今年度目標値
①排出量	1.550	t 5.000
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.000	t 0.000
⑤自ら熱回収を行った量	0.000	t 0.000
⑦自ら中間処理により減量した量	0.000	t 0.000
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.000	t 0.000
⑩全処理委託量	1.550	t 5.000
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.000	t 0.000
⑫再生利用業者への処理委託量	0.000	t 0.000
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.000	t 0.000
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000	t 0.000

自ら直接
再生利用する量

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分する量

自ら中間処理した後
再生利用する量

排出量

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分する量

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分する量

自ら中間処理
する量

自ら中間処理した
後の残さ

直接及び自ら
中間処理した後の
委託処理量

④のうち熱回収
を行う量

自ら中間処理によ
り減量した量

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量

⑪のうち
0.000
t
0.000

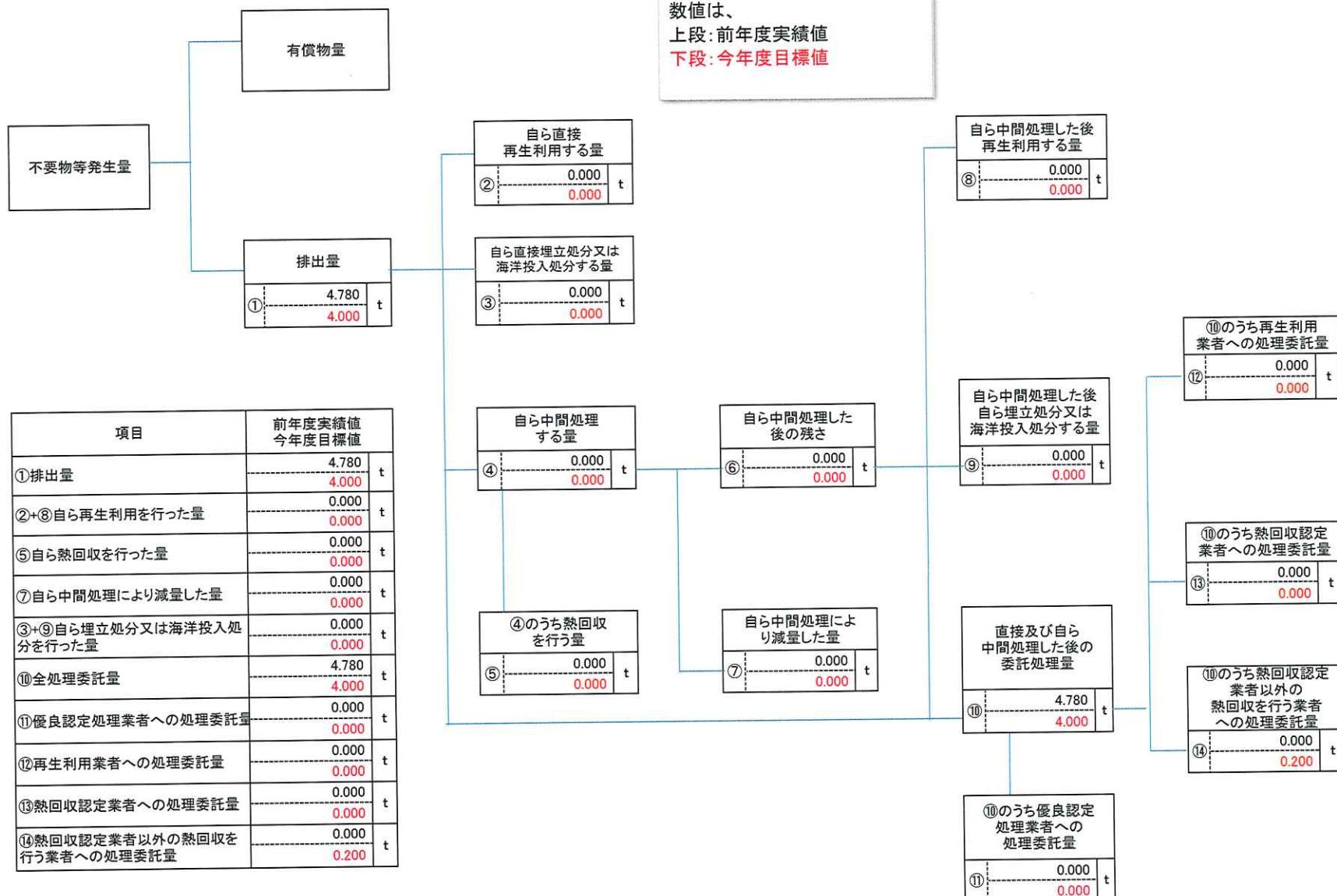
⑫のうち
0.000
t
0.000

⑬のうち
0.000
t
0.000

⑭のうち
0.000
t
0.000

【別紙】今年度の計画

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)



【別紙】今年度の計画

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類(石綿含有))

有償物量

数値は、
上段: 前年度実績値
下段: 今年度目標値

不要物等発生量

排出量

①	0.070	t
	0.100	

自ら直接
再生利用する量

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分する量

自ら中間処理した後
再生利用する量

⑧	0.000	t
	0.000	

項目

前年度実績値
今年度目標値

①排出量	0.070	t
	0.100	
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.000	t
	0.000	
⑤自ら熱回収を行った量	0.000	t
	0.000	
⑦自ら中間処理により減量した量	0.000	t
	0.000	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.000	t
	0.000	
⑩全処理委託量	0.070	t
	0.100	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.000	t
	0.000	
⑫再生利用業者への処理委託量	0.000	t
	0.000	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.000	t
	0.000	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000	t
	0.000	

自ら中間処理する量

④	0.000	t
	0.000	

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分する量

⑥	0.000	t
	0.000	

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分する量

⑨	0.000	t
	0.000	

④のうち熱回収
を行う量

⑤	0.000	t
	0.000	

自ら中間処理によ
り減量した量

⑦	0.000	t
	0.000	

直接及び自ら
中間処理した後の
委託処理量

⑩	0.070	t
	0.100	

⑪のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪	0.000	t
	0.000	

⑪のうち再生利用
業者への処理委託量

⑫	0.000	t
	0.000	

⑪のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑬	0.000	t
	0.000	

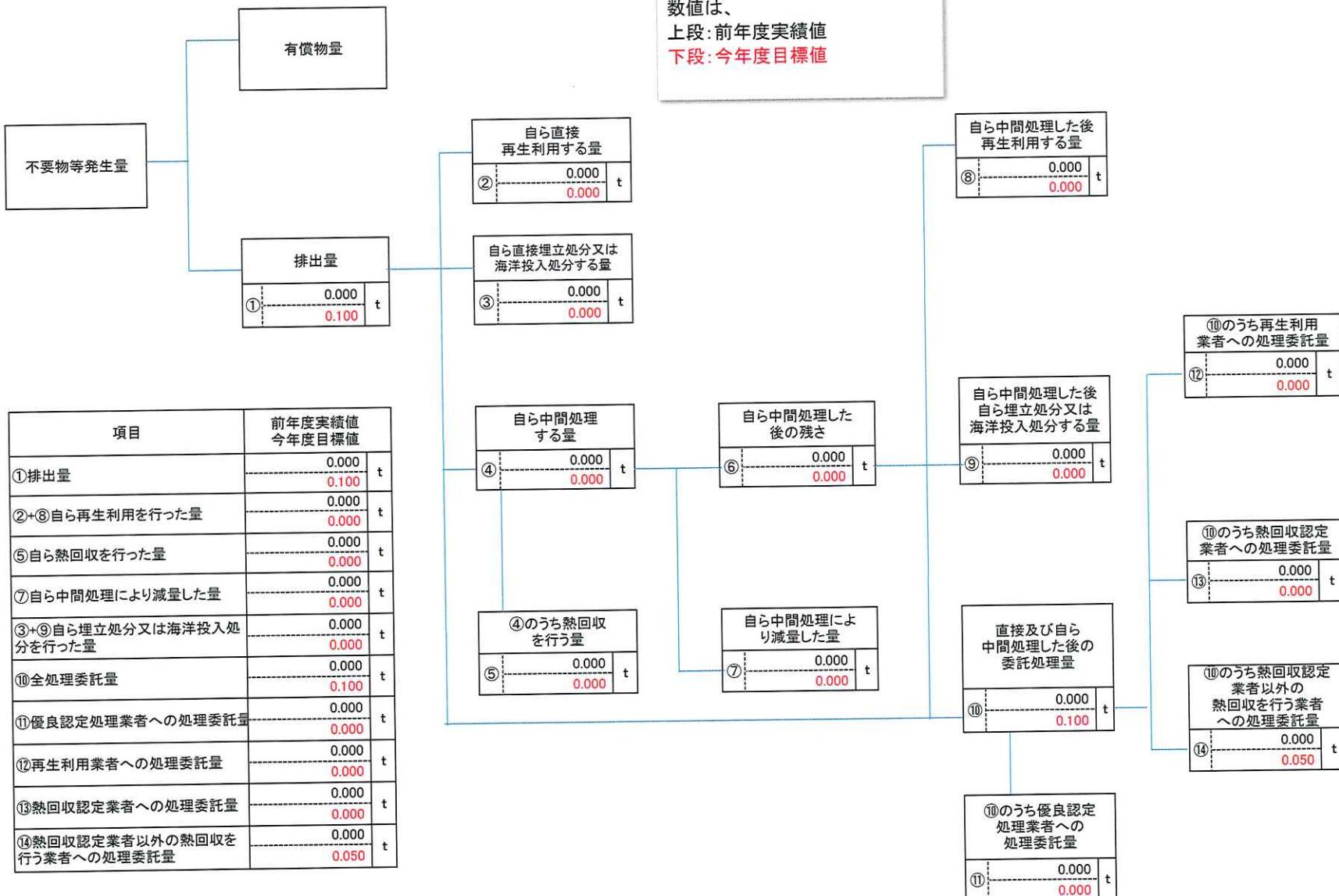
⑪のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭	0.000	t
	0.000	

【別紙】今年度の計画

(産業廃棄物の種類: 繊維くず)

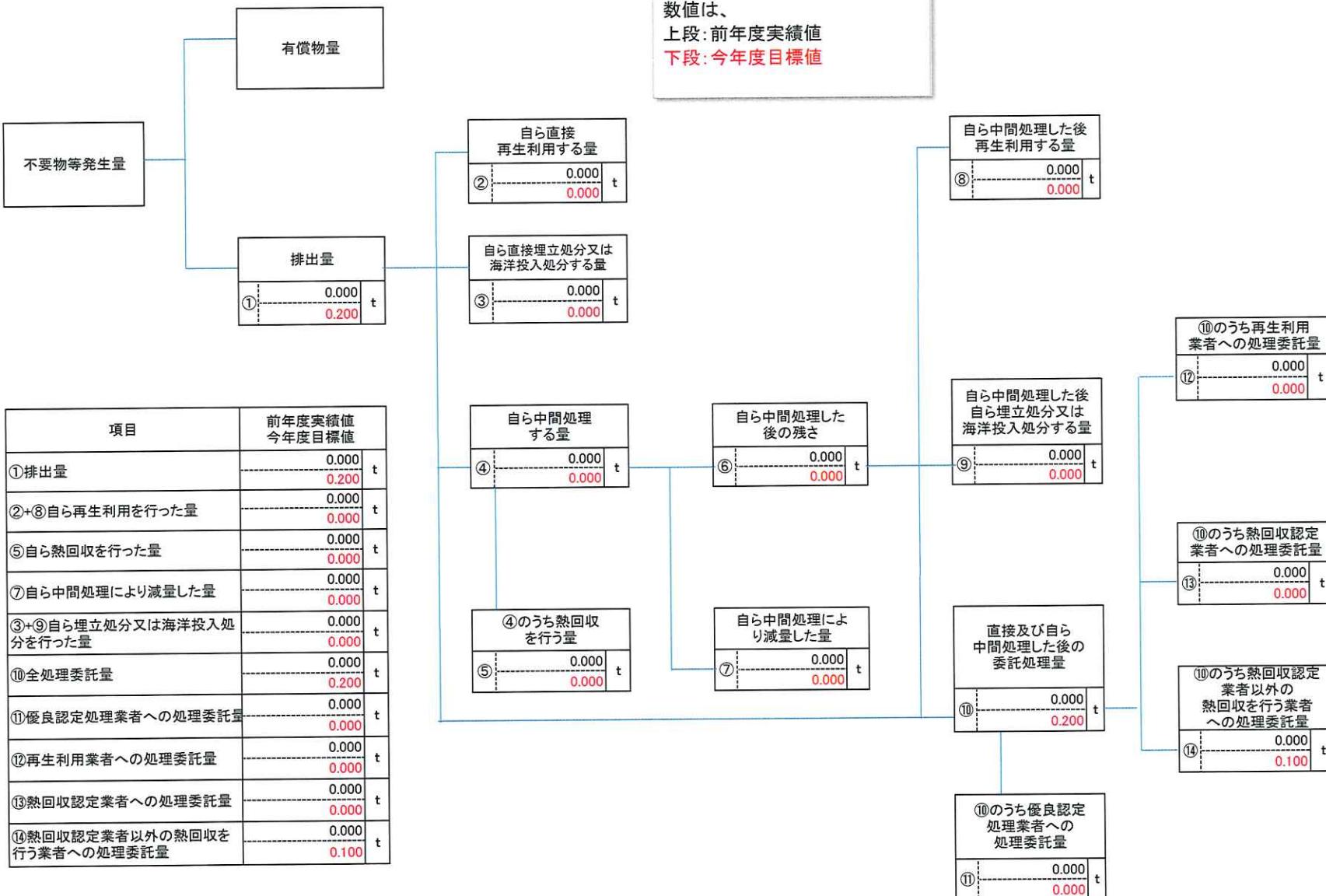
数値は、
上段: 前年度実績値
下段: 今年度目標値



【別紙】今年度の計画

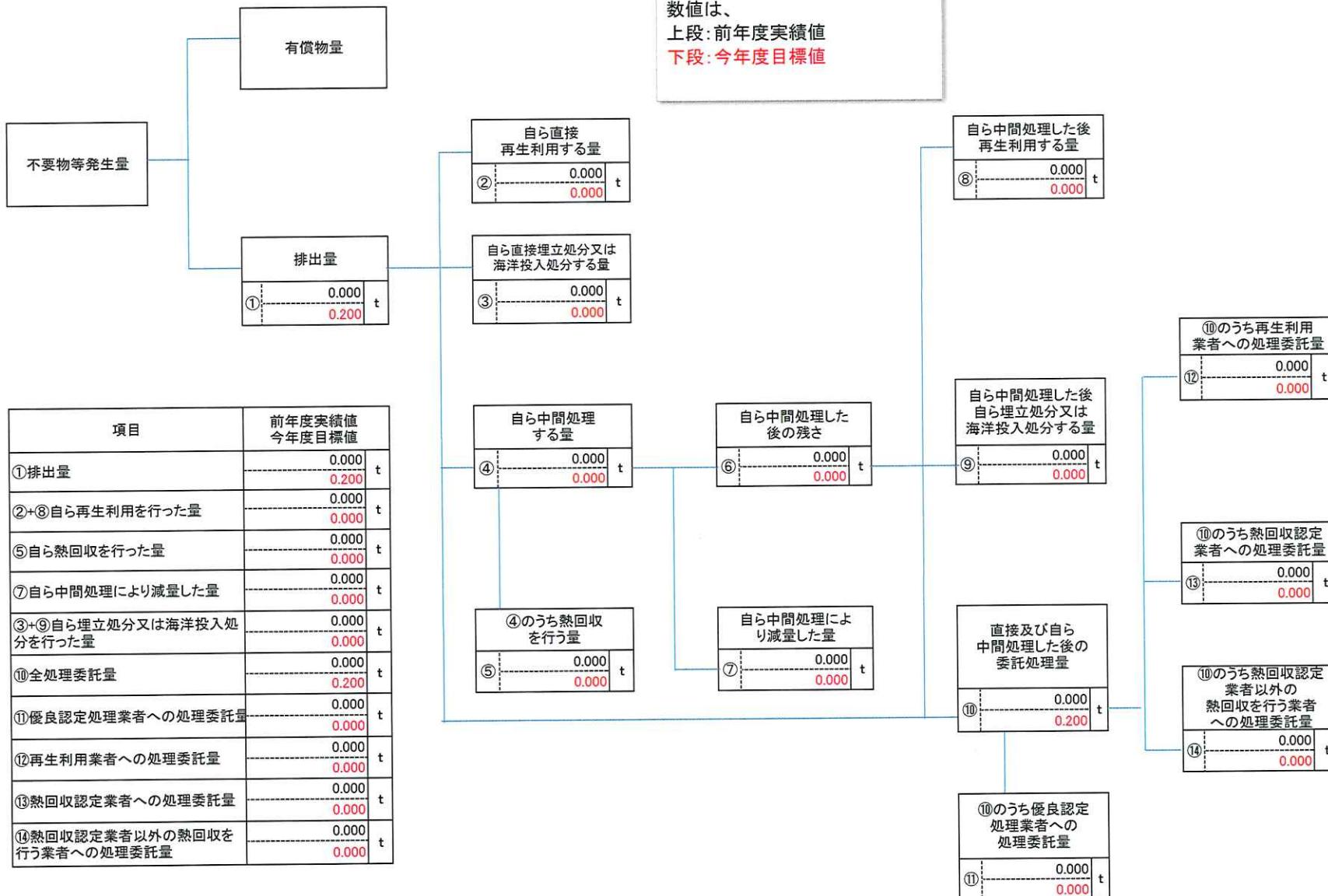
(産業廃棄物の種類: 紙くず)

数値は、
上段: 前年度実績値
下段: 今年度目標値



【別紙】今年度の計画

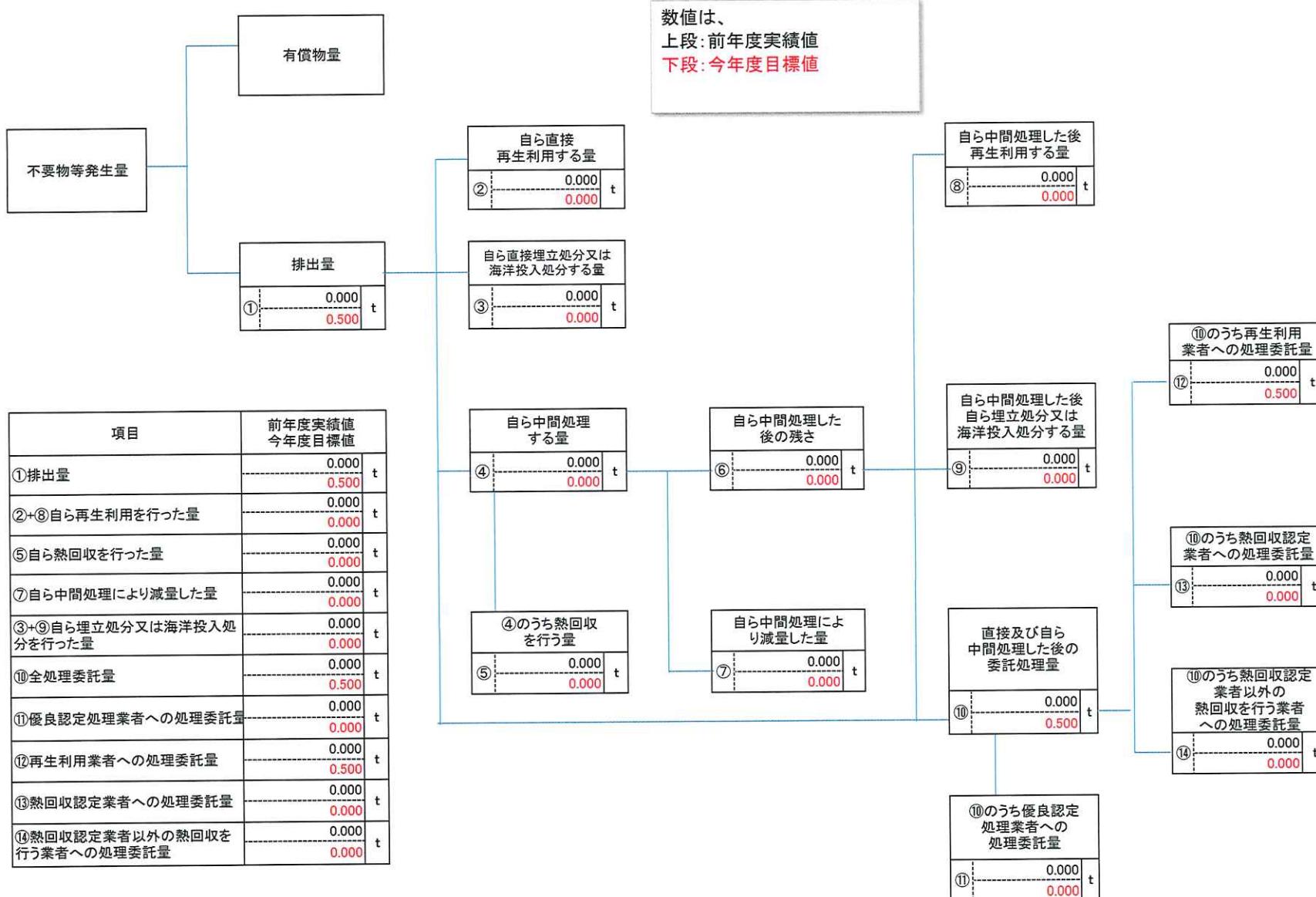
(産業廃棄物の種類: 廃石綿管)



【別紙】今年度の計画

(産業廃棄物の種類: 建設汚泥)

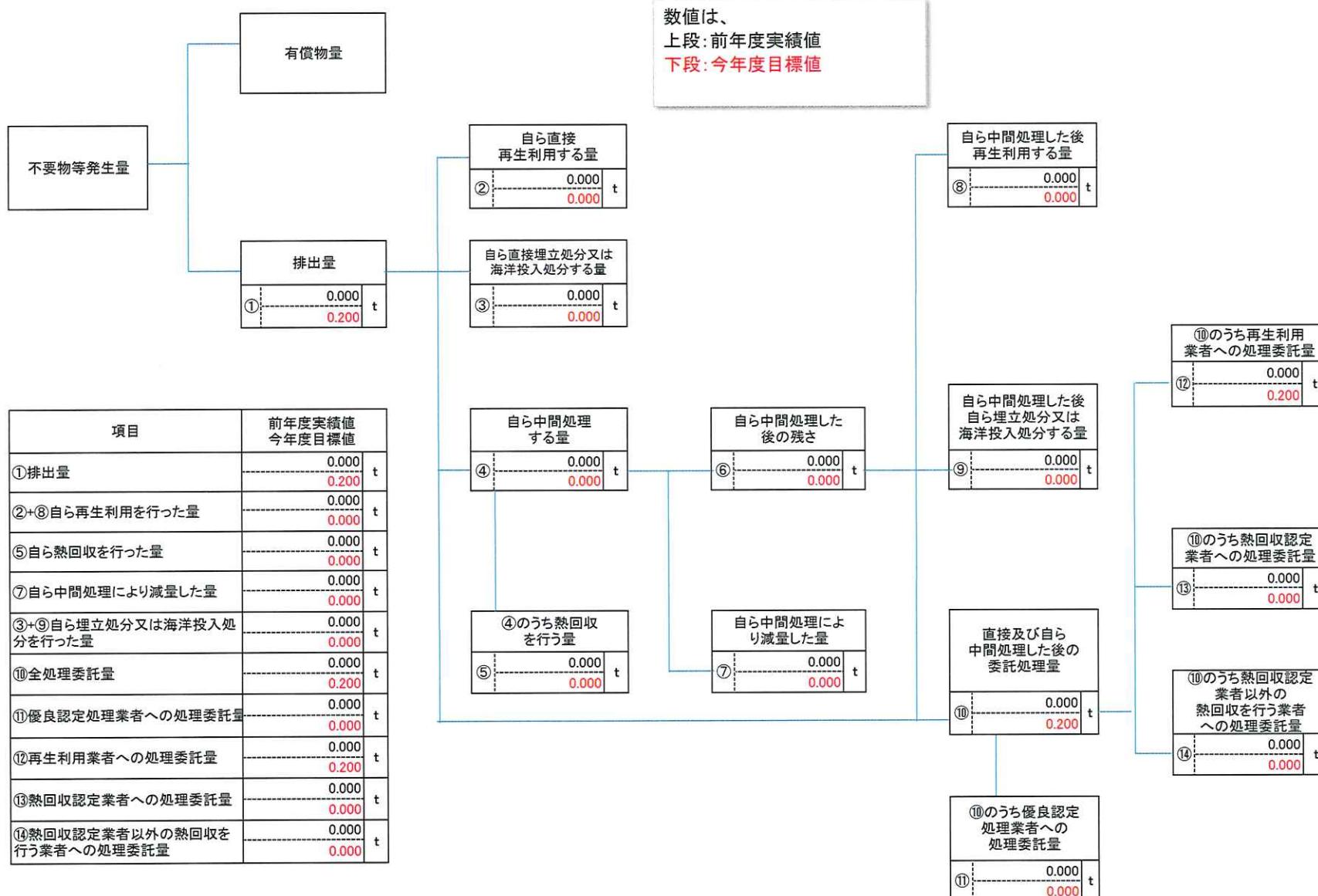
数値は、
上段: 前年度実績値
下段: 今年度目標値



【別紙】今年度の計画

(産業廃棄物の種類: 金属くず)

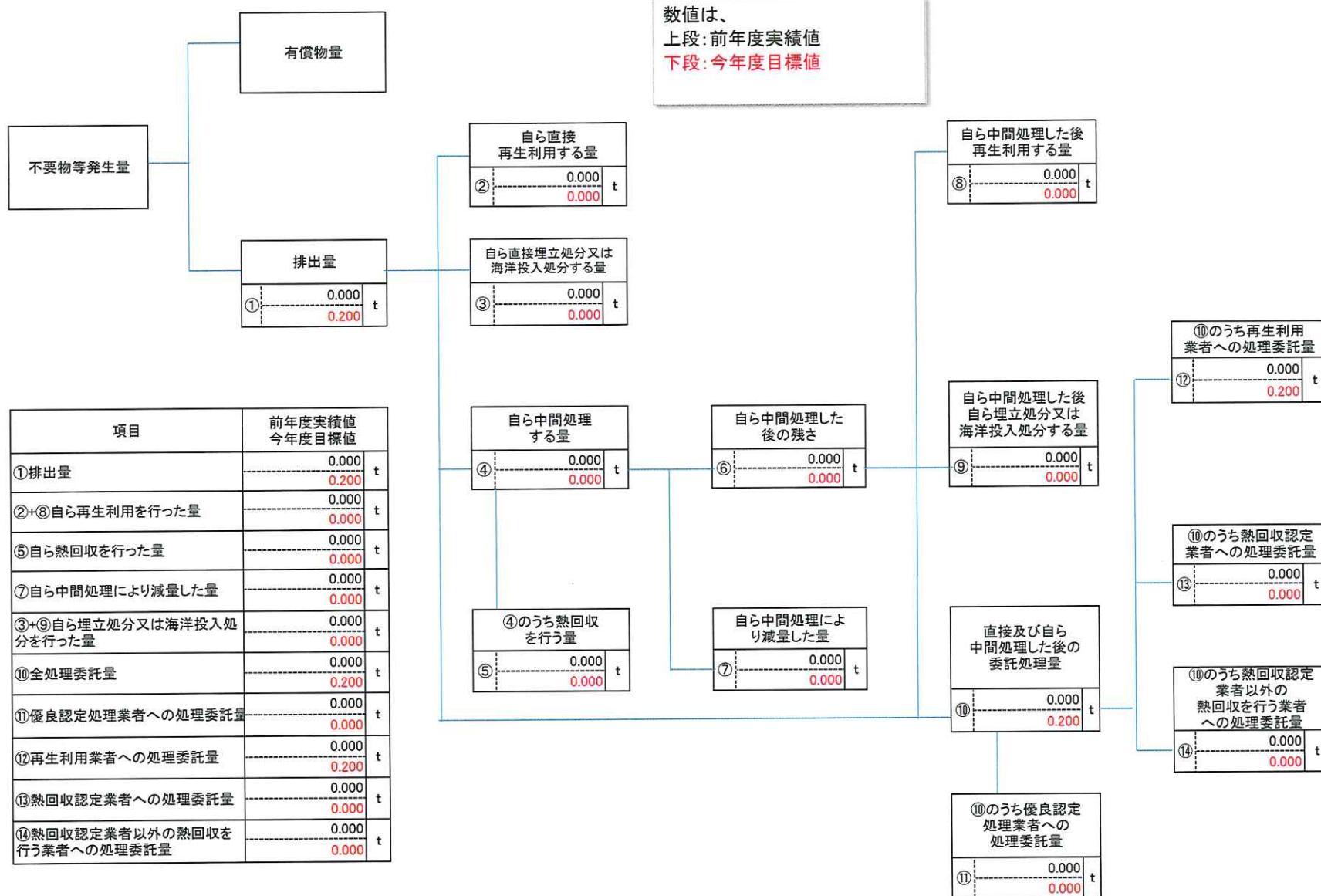
数値は、
上段: 前年度実績値
下段: 今年度目標値



【別紙】今年度の計画

(産業廃棄物の種類: 廃油)

数値は、
上段:前年度実績値
下段:今年度目標値



**令和5年度
産業廃棄物処理計画書**

**令和5年6月
高田工業株式会社**

多量・準多量排出事業者の産業廃棄物処理計画

1. 会社の概要

(1)会社名:高田工業株式会社

(2)資本金:2,100万円

(3)従業員数:21人

2. 当該事業場において現に行っている事業の概要

(1)従業員数:21人

(2)令和4年度 元請完成工事高 3億4千万／年

(3)工事概要

土木・建築・舗装・設備工等に関する公共・民間の各工事

(4)工事等フローシート

工事現場→産業廃棄物発生→自社運搬(もしくは運搬許可業者の運搬)→各処理場での処理

(5)工場配置図

産業廃棄物は工事現場からのみ発生するため、工場は関係致しません。

(6)事業展望

R5年度は通常の公共工事(市道等における工事)が中心になると想われます。

今年度は、例年同等の受注状況を目指しているため、例年並みの産業廃棄物の発生量が見込まれる予想です。

建物解体工事や建築工事も、例年同様の受注状況だと想え、木くず、ガラスくず等、廃石膏ボード、廃プラ、紙くず等は、例年並みの排出量を見込んでおります。

(7)廃棄物処理フロー図

1. 木くず

- 自社運搬(もしくは運搬許可業者の運搬)
 - ・ 処理業者により中間処理:「破碎」され再生
 - ・ 処理業者により中間処理:焼却(熱回収)

2. がれき類

- 自社運搬(もしくは運搬許可業者の運搬)
- [アスファルト殻、コンクリート殻]
 - ・ 処理業者により中間処理:「破碎」され再生
- [その他のがれき類]
 - ・ 処理業者により中間処理:「破碎」され再生
 - ・ 処理業者において最終処分(安定型埋立)
- [がれき類]
 - ・ 処理業者において最終処分(管理型埋立)
- [その他のがれき類(石綿含有等)]
 - ・ 処理業者において最終処分(安定型埋立・管理型埋立)

3. ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

- 自社運搬(もしくは運搬許可業者の運搬)
- [ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず]
 - ・ 処理業者により中間処理:「破碎」または「圧縮切断」
 - ・ 処理業者において最終処分(安定型埋立)
- [ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有等)]
 - ・ 処理業者において最終処分(安定型埋立・管理型埋立)
- [ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品)]
 - ・ 処理業者により中間処理

4. 廃石膏ボード

- 自社運搬(もしくは運搬許可業者の運搬)
- ・ 処理業者において最終処分(管理型埋立)

5. 廃プラスチック類

- 自社運搬(もしくは運搬許可業者の運搬)
- [廃プラスチック類]
 - ・ 処理業者により中間処理:「破碎」または「圧縮切断」
 - ・ 処理業者により中間処理:焼却(熱回収)
- [廃プラスチック類(石綿含有等)]
 - ・ 処理業者において最終処分(安定型埋立)

6. 繊維くず

- 自社運搬(もしくは運搬許可業者の運搬)
- ・ 処理業者により中間処理:「破碎」または「圧縮切断」
- ・ 処理業者により中間処理:焼却(熱回収)

7. 紙くず

- 自社運搬(もしくは運搬許可業者の運搬)
 - ・ 処理業者により中間処理:「破碎」または「圧縮切断」
 - ・ 処理業者により中間処理:焼却(熱回収)

8. 廃石綿管

- 自社運搬(もしくは運搬許可業者の運搬)
 - ・ 処理業者において最終処分(安定型埋立)

9. 建設汚泥

- 自社運搬(もしくは運搬許可業者の運搬)
 - ・ 処理業者により中間処理:「造粒固化」され再生
 - ・ 処理業者において最終処分(管理型埋立)

10. 金属くず

- 自社運搬(もしくは運搬許可業者の運搬)
 - ・ 処理業者により中間処理:「圧縮・切断」され再生

11. 廃油

- 自社運搬(もしくは運搬許可業者の運搬)
 - ・ 処理業者により中間処理:「油水分離」され再生

図-1

(8)連絡先

高田工業株式会社

電話番号:0198-45-3324

3. 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1)責任者及び管理組織図

統括責任者所属:高田工業株式会社 工務部長

事務処理:総務

実際に工事現場において産業廃棄物が発生した際には、各現場代理人(各現場担当)が産業廃棄物を遅滞なく且つ適正に処理する。(図-1を参照)

なお、リサイクル法や、解体工事に関わる届け出は、対象工事が発生した際に随時実施します。

基本的な管理はマニフェストにて行い、発生材料を適切に処理する事に関しては、統括責任者（工務部長）が各現場担当をサポートしながら、遅滞なく処理するように指導していきます。

月1回の安全教育及び現場パトロール時において、社長及び工務部長が産業廃棄物の適正処理に関する指導・教育を行っていきます。

(2) 管理体制について

① 管理体制及び管理方法については、各工事現場において廃棄物が発生した際に、随時ダンプ等で運搬し処理をしていくが、各種廃棄物が現場で混じらないように、場所や容器を区分して管理を行うものとします。

また、公共工事における廃棄物については、工事完成日までには全量を適正に処分することが基本であるため、工事中の産業廃棄物の管理については、ストックヤード内の定められた場所に集積し、運搬・処理を行うように、現場代理人（各現場担当）がきちんと管理をしていきます。

(3) 教育・研修

月1回の安全教育及び現場パトロール時において、社長及び工務部長が産業廃棄物の適正処理に関する指導・教育を行っていきます。

(4) 情報公開

年間の産業廃棄物処理量等に関して、毎年6月末までに岩手県の担当部署に報告します。

5. 廃棄物の処理に関する事項

（排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む）

(1) 基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力します。
- ② 発生した産業廃棄物は、自社運搬（もしくは運搬許可業者の運搬）を行い、産業廃棄物処理は各許可処理場にその処理を委託するが、収集運搬から処分に至るまでを確認し的確に管理します。
- ③ 最終処分量の削減、再生利用の拡大等については、中間処理場を優先的に処理先として選定することで、再生利用量の拡大に努めます。
- ④ 産業廃棄物書の処理は基本的に元請けが責任を持って行うという旨を、下請業者に指導していきます。

(2) 廃棄物処理の現状

① 廃棄物の中心であるがれき類は、昨年度は約897tの発生でしたが、今年は例年並みの850t程度の発生を見込んでおります。これは、公共工事に伴う、アスファルト殻、コンクリート殻を中心であり、適宜中間処理を行います。

がれき類を除くその他の廃材については年間の発生量が29t程度であり、建築・解体に伴うその他の中間処理を行います。

(3)目標の設定:建設業という工事の特性上、発生した産業廃棄物を適正に処理することを原則とし、廃棄物の発生量に関しては仕事の状況を鑑み目標を以下の通り計画します。

廃棄物の種類	R4年度実績(t)	R5年度目標(t)	排出抑制量(t)
1.木くず	22.120	20.00	-2.120
2.がれき類	896.678	850.00	-46.678
2.がれき類(石綿含有)	0.148	0.10	-0.048
3.ガラスくず等	0.580	0.40	-0.180
3.ガラスくず等(石綿含有)	0.000	0.30	0.300
3.ガラスくず等(水銀使用製品)	0.000	0.10	0.100
4.廃石膏ボード	1.550	5.00	3.450
5.廃プラ	4.780	4.00	-0.780
5.廃プラ(石綿含有)	0.070	0.10	0.030
6.繊維クズ	0.000	0.10	0.100
7.紙くず	0.000	0.20	0.200
8.廃石綿管	0.000	0.20	0.200
9.建設汚泥	0.000	0.50	0.500
10.金属くず	0.000	0.20	0.200
11.廃油	0.000	0.20	0.200
合計	925.926	881.40	-44.526

(4)産業廃棄物処理施設の設置状況等

自社において、産業廃棄物処理施設の設置は行いません。

(5)廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

県や市からの破棄物処理に係る情報については、本社において収集・管理し、適宜現場にフィードバックを行うことで、確実に実施されるように工夫していきます。

(6)中長期的課題

将来的には「エコアクション21」の取得を視野に入れていきたいです。

6. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

弊社の場合、産業廃棄物は工事現場からの発生によるものであり、発生したものを適正に処理していくことを基本としていきます。その上で、設計変更や発生材の有効利用等により産業廃棄物の排出を抑制できる場合には、積極的に提案するようになります。

7. 産業廃棄物の分別に関する事項

<具体的取組>

産業破棄物の種類によって、場所や容器を別にし、適正に処分出来るように保管します。

8. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

建設工事現場から発生したがれき類(コンクリートガラ・アスファルトガラ)については、100%中間処理を行います。

9. 産業廃棄物の中間処理(再生利用を除く)に関する事項

特に該当ありません。

10. 産業廃棄物の最終処分に関する事項

工事現場から最終処分しなくてはならない産業廃棄物が発生した場合には、自社運搬(もしくは運搬許可業者の運搬)を行い、廃棄物の最終処分に関しては各許可処理場にその処理を委託しますが、収集運搬から処分に至るまでをマニフェストにより確認し、的確に管理します。